



今月のトピックス

◇ 全社協からのお知らせ

- 全社協・地域福祉推進委員会 令和元年度委員総会を開催（地域福祉部）
<https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/index.php>
- 「被災地に対する社協ネットワークの役割と支援の提案 ～社協の法人運営と事業・活動の継続に向けて～」をとりまとめ（地域福祉部）
<https://www.zcwvc.net/>
- 「これからの生活福祉資金貸付事業のあり方に関する検討委員会」報告書を作成（民生部）
https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/20190405_shikin.html
- 「地域における公益的な取組に関する委員会」報告書を取りまとめ（法人振興部）
https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/20190329_chiiki.html

◇ 制度・施策等の動き

- 第1回社会福祉法人の事業展開等に関する検討会（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04459.html
- 第1回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332_00001.html
- 認知症施策推進のための有識者会議（第3回）（厚生労働省）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ninchisho_kaigi/yusikisha_dai3/gijisidai.html

◇ その他（参考情報）

- 「平成30年度介護従事者処遇状況等調査」の調査結果を公表（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/jyujisya/19/index.html>
- 成年後見制度利用促進に関する「市町村計画策定の手引き」「実務のための手引き」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>
- 生活状況に関する調査（平成30年度）（内閣府）
<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu.htm>
- 消費者安全確保地域協議会設置の手引き（消費者庁）
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/consumer_safety_act_amendmen
t/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/consumer_safety_act_amendmen
t/)



◇ 全社協からのお知らせ

全社協・地域福祉推進委員会 令和元年度委員総会を開催（地域福祉部）

地域福祉推進委員会は、5月22日（水）、令和元年度総会を開催しました。総会では、平成30年度事業報告（案）・決算、令和元年度事業計画（案）・予算（案）などが審議され、各議案が原案どおり承認されました。

また、令和元・2年度の役員を選出を行い、平成29・30年度に引き続き委員長には川村 裕氏（盛岡市社会福祉協議会・会長）が選出され、副委員長には堂野崎 平氏（江田島市社会福祉協議会・会長）、越智 和子氏（琴平町社会福祉協議会常務理事・事務局長）、野間田 憲昭氏（鳥取県社会福祉協議会・常務理事）、福田 正道氏（鹿児島県社会福祉協議会・事務局長兼地域福祉部長）がそれぞれ選出されました。

【令和元年度 地域福祉推進委員会事業計画の柱】

- ① 市区町村社協の組織、事業基盤の強化
- ② 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進基盤の強化と社協活動の活性化
- ③ 日常生活自立支援事業の推進と地域における総合的な権利擁護体制の構築
- ④ 福祉分野における防災、災害救援活動の強化

地域福祉推進委員会では、地域共生社会の実現に向けた施策動向に対応できるよう、平成30年3月に「社協・生活支援活動強化方針」を改定しました。今年度も昨年度に引き続き「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストの全国集計・分析を行いながら、市区町村社協の組織・基盤強化に向けた取り組みを進めていきます。

令和元年度全社協地域福祉推進委員会総会資料

<https://www.shakyo.or.jp/gyomu/index.php>

社協の杜>事業別情報・資料>全社協・地域福祉推進委員会 事業状況等

「被災地に対する社協ネットワークの役割と支援の提案 ～社協の法人運営と事業・活動の継続に向けて～」をとりまとめ（地域福祉部）

大規模災害発生後、被災地の社協では、サービス利用者の安否確認や地域におけるニーズ把握、生活支援の実施、一般事業の早期再開などが求められます。しかし、実際には、災害ボランティアセンターの設置・運営等が優先され、本来取り組むべき支援ができない、あるいは後回しになるといった状況が生じています。

全社協・地域福祉推進委員会では、過去の大規模災害の被災経験のある市町村社協および東日本大震災の被災3県社協で発災当時に支援にあたった職員の参画を得て「東日本大震災および大規模災害被災者・社協支援連絡会議」を設置し、災害ボランティアセンター事業に限定されない被災地社協における法人運営と事業継続の課題と対応に向けた提案をとりまとめました。

本提案では、被災者の生活フェーズを「発災直後」（第Ⅰ期）、「避難所生活」（第Ⅱ期）、「仮設住宅生活」（第Ⅲ期）、「住まいの移行期・災害公営住宅生活」（第Ⅳ期）、「住まいの定着期・生活支援」（第Ⅴ期）に分け、それぞれのフェーズを通じた災害時の組織運営や事業活動について、被災地の社協における取り組みと、外部支援を要する場合の社協ネットワークを活用した支援の可能性について触れています。

本提案は、近日、都道府県・指定都市社協に冊子を送付するとともに、全社協のホームページ「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」（以下のURL）に全文を掲載いたします。

<https://www.zcwvc.net/>



「これからの生活福祉資金貸付事業のあり方に関する検討委員会」報告書を作成（民生部）

平成 29 年度～30 年度にかけて行われた、「これからの生活福祉資金貸付事業のあり方に関する検討委員会」（委員長：新保美香明治学院大学教授）では、検討結果をとりまとめた報告書を公表しました。本委員会は、今日的な低所得・格差や生活困窮における課題と支援に応えるための生活福祉資金貸付事業のあり方の検討、さらに生活問題の解決のための本貸付事業の活用について全般的な課題整理と広く検討を行う目的で組織されたものです。

報告書は以下の 3 つの視点に沿って取りまとめられています。

- ① 本貸付事業の意義（本貸付事業が果たしてきた役割、および今もなお社協が実施することの意義について）
- ② 本貸付事業における相談支援の充実（地域共生社会の実現に向け、本貸付事業における総合相談体制の構築に向けた取り組みについて）
- ③ 経済的ニーズにそった資金貸付、その後の償還プロセスにおける支援の取り組みの強化（今後の資金種類のあり方、貸付判断・償還対応のあり方について）

詳細については以下の URL からご覧ください。

https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/20190405_shikin.html

「地域における公益的な取組に関する委員会」報告書を取りまとめ（法人振興部）

平成 30 年度に行われた、「地域における公益的な取組に関する委員会」（委員長：中島修文京学院大学准教授）の報告書が公表されました。

報告書は、以下の 3 点を目的として、委員会での検討成果をとりまとめました。

- ① 社会福祉法人による地域における公益的な取組が、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築に寄与している実態を明らかにすること。
- ② 今後、地域における公益的な取組の実践の輪を広げていくために、社会福祉法人は、法人間の連携とともに、自治体、社会福祉協議会、地域住民等とのつながりを一層強化する必要がある、そうしたつながりをつくっていくために必要な視点を提示すること。
- ③ 地域社会における包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉法人として一層積極的かつ効果的な実践を積み重ねていくための方策を提示すること。

あわせて、自治体・社協関係者を対象に、社会福祉法人との連携強化を促進するための PR パンフレット、社会福祉法人関係者を対象に、さらなる取組を推進するための PR パンフレットをそれぞれ作成し、公表しています。

詳細については以下の URL からご覧ください。

https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/20190329_chiiki.html



◇ 制度・施策等の動き

第 1 回社会福祉法人の事業展開等に関する検討委員会（厚生労働省）

厚生労働省は、「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」（座長：田中滋埼玉県立大学理事長）を設置し、4 月 19 日に第 1 回、5 月 15 日に第 2 回検討会をそれぞれ開催しました。

検討会は、社会福祉法人を取り巻く環境や福祉ニーズの変化とともに、「経済政策の方向性に関する中間整理」（平成 30 年 11 月 26 日 未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・経済財政諮問会議・規制改革推進会議）を踏まえ、社会福祉法人の事業展開等の在り方について検討を行うことを目的として開催するものです。

「経済政策の方向性に関する中間整理」では、「経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する」ことが示されており、これを受けて本検討会においては、社会福祉法人の連携のあり方について、広く議論されることとなります。

検討会の委員からは、地域における公益的な取組を推進するに当たり、積極的に取り組みを展開している地域では社協がプラットフォーム機能を発揮していることに触れ、既存の社会資源の有効活用を求める意見も出されています。法人間の事業連携等における社協の役割について期待が高まっている一方、真の実力が問われている状況といえます。

詳細については以下の URL からご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04459.html

第 1 回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（厚生労働省）

地域共生社会に向けた政策の具体化を進めるにあたり、厚生労働省は、社会・援護局長が参集を求める会議として、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」を設置し、5 月 16 日に第 1 回検討会を開催しました。

平成 29 年 6 月に公布された改正社会福祉法では、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、各自治体においては、その体制の構築が進められています。改正法の附則において、公布後 3 年（2020 年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、今回の検討会はこの規定を踏まえて検討を行うために設置されたものです。

■検討事項

- （1）次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- （2）地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能

■構成員

| | |
|--------|--|
| 朝比奈 ミカ | 中核地域生活支援センターがじゅまる センター長 市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員 |
| 池田 洋光 | 高知県中土佐町長 |
| 池田 昌弘 | NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 |
| 大原 裕介 | 社会福祉法人ゆうゆう 理事長 |
| 奥山 千鶴子 | NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長 認定 NPO 法人びーのびーの 理事長 |
| 加藤 恵 | 社会福祉法人半田市社会福祉協議会半田市障がい者相談支援センター センター長 |



| | |
|--------|---|
| 菊池 馨実 | 早稲田大学法学学術院 教授 |
| 助川 未枝保 | 船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長 |
| 立岡 学 | 一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事 |
| 田中 滋 | 埼玉県立大学 理事長 慶應義塾大学 名誉教授 |
| 知久 清志 | 埼玉県福祉部長 |
| 野澤 和弘 | 毎日新聞 論説委員 |
| 原田 正樹 | 日本福祉大学副学長 |
| 平川 則男 | 日本労働組合総連合会 総合政策局長 |
| 堀田 聰子 | 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授 |
| 本郷谷 健次 | 千葉県松戸市長 |
| 宮本 太郎 | 中央大学法学部 教授 |
| 宮島 渡 | 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表 社会福祉法人恵仁福祉協会高齢者総合福祉施設アザレアンさなだ 総合施設長 |
| 室田 信一 | 首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授 |

(敬称略・五十音順)

第 1 回検討会では、宮本太郎中央大学教授が座長に選任され、地域共生社会に向けた施策の状況について厚労省より説明がなされた後、包括的な支援体制のあり方や地域づくりについて意見が交わされました。構成員からは、包括的支援体制に求められる機能やそれを担う人材、住民や当事者等の参加・協働、市町村及び都道府県の役割など、様々な論点が挙がりました。

今後、7 月までに 4 回程度検討会を開催し、中間まとめを行った後、さらに年末まで議論を続けるスケジュールが示されました。第 2 回検討会は 5 月 28 日に開催され、豊中市社協の勝部麗子氏ら 3 人の参考人からのヒアリング、質疑応答とともに、今後の対人支援のあり方等の論点について協議されました。

詳細については以下の URL からご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04612.html

認知症施策推進のための有識者会議

5 月 16 日、認知症施策の総合的な推進に関する事項を調査することを目的として設置されている「認知症施策推進のための有識者会議」の第 3 回会合が開催されました。

会議では、認知症対策の強化に向け、発症を抑制する数値目標を初めて盛り込んだ新たな大綱の素案が示されました。素案では、「予防」と「共生」を車の両輪として施策を推進することを基本的な考え方とし、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開、の 5 つの柱に沿った施策が盛り込まれています。

また、KPI として、「70 歳代での発症を 10 年間で 1 歳遅らせる」、「認知症になってからも自分らしく暮らせる社会の実現」を掲げ、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 (令和 7) 年までを対象期間として各種施策を推進することとしています。

詳細については以下の URL からご覧ください。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ninchisho_kaigi/yusikisha_dai3/gijisidai.html



◇ その他（参考情報）

「平成 30 年度介護従事者処遇状況等調査」の調査結果を公表（厚生労働省）

厚生労働省より「平成 30 年度介護従事者処遇状況等調査」の調査結果が公表されました。
平成 30 年度の調査結果のポイントは以下の通りです。

- 介護職員処遇改善加算(I)～(V)を取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成 29 年と平成 30 年を比較すると、10,850 円の増となっている。
- 給与等の引き上げの実施方法について
 - ・給与表を改定して賃金水準を引き上げ（予定）…21.1%
 - ・定期昇給を実施（予定）…69.9%
 - ・手当の引き上げ、新設（予定）…31.3%
 - ・賞与等の引き上げ、新設（予定）…16.0%

なお、社協においては、他の経営主体と比較して処遇改善加算(I)の届出率が低いことから、人材確保・定着を図るため、算定・活用を推進する必要があります。

- ・「訪問介護事業所」の区分における経営主体別の処遇改善加算(I)届出の状況
 - 社会福祉協議会…34.3%**
 - 社会福祉法人 …82.9%
 - 医療法人 …59.8%
 - 営利法人 …65.3%
 - その他 …52.4%
- ・「通所介護事業所」の区分における経営主体別の処遇改善加算(I)届出の状況
 - 社会福祉協議会…46.7%**
 - 社会福祉法人 …82.4%
 - 医療法人 …70.5%
 - 営利法人 …62.9%
 - その他 …57.8%

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】「平成 30 年度介護従事者処遇状況等調査」調査結果の公表
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/jyujisya/19/index.html>

成年後見制度利用促進に関する「市町村計画策定の手引き」「実務のための手引き」

平成 30 年度における厚生労働省社会福祉推進事業（実施主体：一般財団法人日本総合研究所）により、市町村の成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）策定に役立つ「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」が作成されました。手引きには、市町村計画策定の趣旨、計画のパターン、策定プロセスに加え、都道府県の市町村支援の実践例や各地域で使用されている要綱等の資料が掲載されています。

また、同じく社会福祉推進事業（実施主体：公益財団法人日本社会福祉士会）により、市町村や中核機関の職員の実務に役立つ「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」が作成されています。こちらの手引きには広報、相談、受任者調整、後見人支援等の各機能における実践例や情報収集項目案、支援者に求められる視点や力等がまとめられています。



詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】成年後見制度利用促進に関する「市町村計画策定の手引き」「実務のための手引き」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html#tebiki>

生活状況に関する調査（平成 30 年度）（内閣府）

平成 31 年 3 月に内閣府より「生活状況に関する調査」の結果が公表されました。

調査の結果、広義のひきこもり群の推計数は 61.3 万人にのぼることが明らかとなりました。広義のひきこもり群は男性が 4 分の 3 を占めており、ひきこもりになってからの期間は 3～5 年の者の割合が最も高く約 21% となっています。ひきこもりの状態になったきっかけは、「退職したこと」、「人間関係がうまくいかなかったこと」、「病気」、「職場になじめなかったこと」をあげた者が多くなっています。

詳細については、内閣府のホームページをご覧ください。

【内閣府】青少年に関する調査研究等
<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu.htm>

消費者安全確保地域協議会設置の手引き（消費者庁）

平成 26 年 6 月の消費者安全法の改正により、高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分になった者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」を設置できることが規定されています。

消費者被害の未然防止、拡大防止のため、このたび消費者庁では、協議会の設置促進や地域における見守り活動の更なる充実に向けて「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」を作成し、公表しました。

本手引きでは、地域協議会の設置の意義やメリットを示すとともに、設立までの手順や福祉部局との連携等、具体的な見守り活動の例について解説されています。

詳細については、以下の URL からご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/consumer_safety_act_amendment/pdf/consumer_safety_act_amendment_190425_0001.pdf

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部

<<配信元>>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

電話 03-3581-4655/4656 c-info@shakyo.or.jp

＊「News File」では、毎月 1 回、地域福祉担当の皆様に参加になる関連トピックスを発信します。併せて隔月にて全国各地の社協による実践事例も紹介いたしますので、創意工夫をしながら取り組んでいる実践があれば必ず上記事務局（電話か e メール）まで「テーマ」と「社協名」に関する情報をお寄せください。実践の詳細については、こちらからお尋ねさせていただきます。